

計画作成年度	平成20年度
計画主体	琴浦町

琴浦町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 琴浦町農林水産課
所在地 琴浦町
電話番号 0858-55-7802
FAX番号 0858-55-7558
メールアドレス nourinsuisan@town.kotoura.tottori.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ヌートリア
計画期間	平成21年度～平成23年度
対象地域	琴浦町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成19年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	被害数値	
		面積 (a)	金額 (千円)
イノシシ	水稲	40	480
	梨	11	572
カラス	水稲	18	216
	梨	175	9,100
	スイカ	10	650
ヌートリア	水稲	160	1,920

(2) 被害の傾向

<p>○イノシシ 捕獲数はH18からH19にかけて減少しているが、被害額は増加傾向にある。被害作物は主に水稲と果樹（梨）であり、山間部に多く出没する傾向にある。</p> <p>○カラス 捕獲数はH18からH19にかけて減少しているが、被害額は増加傾向にある。被害作物は果樹（梨）、水稲、スイカであり、特に果樹園や牛舎付近に集まる。</p> <p>○ヌートリア H18からH19にかけて捕獲数、被害額ともに増加傾向にある。水稲被害が主だが、イチゴやスイカなどの野菜にも被害が発生している。</p>
--

(3) 被害の軽減目標 (主要作物)

指標 (イノシシ)	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成23年度)
水稲	40a	20a
指標 (カラス)	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成23年度)
梨	175a	90a
指標 (ヌートリア)	現状値 (平成19年度)	目標値 (平成23年度)
水稲	160a	80a

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<p>(捕獲体制)</p> <p>○全鳥獣対象 鳥獣による農作物被害を受けた農家や、農協から連絡を受けた狩猟免許取得者が、町に有害鳥獣捕獲許可申請を行い、その町からの許可を得た者が、捕獲を実施している。</p> <p>○イノシシ 猟友会への捕獲委託及び狩猟免許取得者への捕獲許可発行を行い、ワナ等による捕獲を実施している。</p> <p>○カラス 猟友会に委託して、一斉捕獲等で捕獲を実施している。 箱ワナによる捕獲を実施している。</p> <p>○ヌートリア 箱ワナによる捕獲を猟友会等狩猟免許取得者に委託しているほか、町所有のオリを貸し</p>	<p>(捕獲体制)</p> <p>○イノシシ ワナ等による捕獲を実施しているが、なかなか捕獲できない。</p> <p>○カラス 銃による捕獲を実施しているが、なかなか捕獲できない。 果樹園で捕獲を行うと別の果樹園に分散してしまうため、被害が治まらない場合がある。</p> <p>○ヌートリア 目撃情報・被害箇所が多いため、速やかに捕獲対応ができない。箱ワナを設置しても捕獲できない場合</p>

	出し期間を定め猟友会等狩猟免許取得者に貸し出し、被害に対応できるようにしている。	もある。
防護柵の設置等に関する取組	<p>(侵入防止柵の設置・管理)</p> <p>○イノシシ侵入防止柵による被害防止を実施している。被害集落又は3戸以上の被害農家が、侵入防止柵の設置計画を立て、県と町から資材費の2/3補助を受けて整備し、管理を行っている。</p>	<p>○3戸以上の農家が事業主体となり集団的に取り組んでいるが、集落全体の農地を囲う取り組みができていない。管理の徹底が行き届かないこともある。</p>

(5) 今後の取組方針

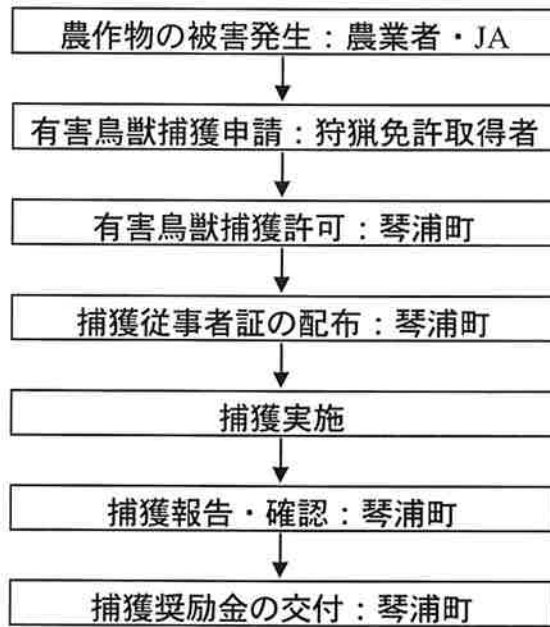
<p>○イノシシ</p> <p>山間部への出没が多くなっている傾向にあることから、山間部での侵入防止対策を積極的に推進する。柵の設置は極力飛び地とならないよう、集団的に取り組む。</p> <p>○カラス</p> <p>年数回行う一斉捕獲及び追い払い、箱ワナによる捕獲、ネットやテグスの設置等により、農作物に寄せ付けない対策を行う。</p> <p>○ヌートリア</p> <p>外来生物法に係る「防除実施計画」を策定し、農家等狩猟免許を有さない者も捕獲できる体制を整備し、年間を通じた捕獲を実施する。特に繁殖期前の捕獲を重点的にし、農作物への被害が発生する前に地域からの完全排除を目的とした捕獲対策を強化する。</p>

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

○琴浦町が有害鳥獣捕獲のためにオリの貸し出し、銃やワナによる捕獲を猟友会へ委託している。

【捕獲のフロー】



(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成 21年度	イノシシ	・ 被害防止対策の講習会の開催 ・ 捕獲体制の整備
	ヌートリア	・ 外来生物法に係る「防除実施計画」を策定し、捕獲体制を整備 ・ 箱ワナの整備 ・ 捕獲と安全に関する講習会の開催
	カラス	・ 捕獲体制の整備 ・ 被害防止に関する講習会の開催
平成 22年度	イノシシ	・ 被害防止対策の講習会の開催 ・ 捕獲体制の整備

	ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> 箱ワナの整備 捕獲と安全に関する講習会の開催
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲体制の整備 被害防止に関する講習会の開催
平成 23年度	イノシシ	<ul style="list-style-type: none"> 被害防止対策の講習会の開催 捕獲体制の整備
	ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> 箱ワナの整備 捕獲と安全に関する講習会の開催
	カラス	<ul style="list-style-type: none"> 捕獲体制の整備 被害防止に関する講習会の開催

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>○イノシシ 過去の実績から年間30頭を計画数とする。特に、山間部での水稻被害が主であり、捕獲体制を整備する。</p>
<p>○ヌートリア 目撃情報及び捕獲数が激増しており、年間100頭を当面の目標数とする。特に繁殖期前の捕獲を強化し、地域からの完全排除を最終目標とする。</p>
<p>○カラス 過去の実績から年間150羽を計画数とする。そのうち、一斉捕獲では30羽を計画数とする。捕獲檻の設置も検討する。</p>

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	H21年度	H22年度	H23年度
イノシシ	30頭	30頭	30頭
ヌートリア	100頭	100頭	100頭
カラス	150羽	150羽	150羽

捕獲等の取組内容
(琴浦町全体)
○イノシシ
・ 捕獲手段：銃及びワナ(捕獲オリ含む)を基本とする。
・ 実施予定時期：通年
○ヌートリア
・ 捕獲手段：箱ワナを基本とする。
・ 実施予定時期：通年(特に繁殖期前の捕獲を強化する。)
○カラス
・ 捕獲手段：銃による捕獲を基本とする。また、被害が顕著な地域には、新たな捕獲オリの設置を検討する。
・ 実施予定時期：通年

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	平成21年度	平成22年度	平成23年度
イノシシ	電気柵 12,000m	電気柵 12,000m	電気柵 12,000m
	ワイヤーメッシュ柵 1,000m	ワイヤーメッシュ柵 1,000m	ワイヤーメッシュ柵 1,000m

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
平成21年度	イノシシ、カラス、ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物残さの除去 ・ 放任果樹の撤去 ・ 周辺環境の整備
平成22年度	イノシシ、カラス、ヌートリア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物残さの除去 ・ 放任果樹の撤去 ・ 周辺環境の整備

平成 23年度	イノシシ、カラス、ヌート リア	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農作物残さの除去 ・ 放任果樹の撤去 ・ 周辺環境の整備
------------	--------------------	--

5. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称		琴浦町鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割	
琴浦町	琴浦町の <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防除に関する事 ・ 個体数調整に関する事 ・ 協議会の運営に関する事 	
鳥取中央農業協同組合	琴浦町の <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害防除に関する事 ・ 個体数調整に関する事 ・ 協議会の運営に関する事 	
鳥取県中部農業共済組合	琴浦町の鳥獣による農業被害の情報の収集に関する事	
鳥取県猟友会八橋支部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 東伯分会 ・ 赤碕分会 	琴浦町東伯地区・赤碕地区の <ul style="list-style-type: none"> ・ 鳥獣捕獲体制に関する事 ・ 担い手研修に関する事 ・ 捕獲技術の指導等に関する事 	
琴浦町内地域の代表	琴浦町内地域の事業実施に関する事	
鳥取県中部総合事務所 農林局・生活環境局	全体計画の助言に関する事	

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
鳥取県生産振興課	全体計画の支援に関する事
鳥取県公園自然課	全体計画の支援に関する事

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

○イノシシ

被害が広範囲で発生していることから、被害地周辺の集落単位で被害対策を実施した方が迅速な対応が可能のため、鳥獣被害対策実施隊は設置せず、猟友会支部の協力のもと捕獲を実施する。

○ヌートリア

平成21年度に特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に基づく外来生物防除実施計画を策定し、同計画に基づいた「捕獲と安全に関する講習」を受講し、捕獲従事者として登録された狩猟免許を持たない農業者等の捕獲が可能となるため、鳥獣被害対策実施隊を設置することは考えていない。